

市川房枝

——生涯を男女平等の実現に賭けた婦選運動家・政治家——

小笠原 眞

I. はじめに——問題意識の所在——

本小稿で取り上げる市川房枝（明治26年—昭和56年，1893—1981）といえば、「戦前派の人にとっては、『婦選運動』つまり婦人参政権獲得運動の闘士として、戦後派の人にとっては『クリーン選挙』のシンボルとして思い起こされる。八十七歳で没するまでに、優に六十年をこうした運動に捧げてきた人である。人生の年輪が刻まれた顔に美しい銀髪、すらりとした長身をいつもシャンと伸ばしたその姿は、政治に幻滅しきったシラケ世代の若者にすらも、女が参加すれば政治はよくなると素朴に信じていられた遠い過去の理想の生き証人として、ある種驚嘆の念をもって眺められていた」¹⁾とは、女性史研究家香川檀の市川評である。

また、評伝作家江刺昭子も「市川房枝の政治運

動の中心は婦人運動である。戦前は婦人参政権獲得のために、戦後は女の政治教育を課題に活動してきた。近年は『理想選挙』運動などは、対象が男女を含めた有権者一般に広がっているものの、なおその底に流れる熱い思いは女に向かっている。女の政治意識を揺さぶり、女の政治家の出現を期待し、女の問題を有利に解決する政府の実現をどれほど願ってきたか。この人ほど女に期待し、女に働きかけ、女に裏切られ、なおかつ女に期待する人はいないように思う」²⁾と記述する。

さらに、政治学者菅原和子も学位請求論文を加筆修正して広く世に問うた『市川房枝と婦人参政権獲得運動——模索と葛藤の政治史——』の冒頭において、「婦人運動家市川房枝がその八七年余の生涯を閉じたのは一九八一（昭和五六）年二月のことであった。明治、大正、昭和という激動の時代をかけぬけたその生涯は、戦前は婦選運動、戦後は女性解放や平和・民主主義を守る諸運動への献身で彩られ、その名は女性史をはるかにこえたところで輝いている。わけても婦選運動は市川の運動哲学を体現し、市川の行動エネルギーを源泉として推進されたものであり、今や市川の名によってシンボライズされるものになっている」³⁾と述べているように、まさに彼女の戦前は婦選獲得運動に、そして、その戦後は女性解放や理想選挙等に活躍した人である。それ故、本小稿もそうした点にもっぱらスポットをあてて、市川房枝の男女平等の実現に賭けた生涯を吟味検討することにしたい。

そこで、まず次節の第Ⅱ節では市川房枝の生涯を、特に市川房枝著『市川房枝自伝——戦前編』や『日本経済新聞』の昭和35年9月6日～23日



市川房枝著『市川房江——私の履歴書ほか』の表紙

と9月25日～10月2日の朝刊に執筆された「私の履歴書」などによって見てみたい。次いで第Ⅲ節では戦前における市川房枝の婦人参政権獲得運動の具体的な足跡を辿ってみることにする。続いて第Ⅳ節では戦後における選挙浄化運動や自らが実践した理想選挙の実態に迫ってみたい。そして最後の第Ⅴ節では残された問題を一、二指摘して結びに代えたい。

II. 市川房枝の生涯

市川房枝は明治26(1893)年5月15日愛知県中島郡明地村^{めいち}字吉藤(尾西市を経て現・一宮市)でこの世の生を享けた。5,6軒あった借家に、7,8反の田畑を耕し養蚕もする農民市川藤九郎と、隣村の農家から嫁入りしたたつ夫妻の間に生まれた男三人女四人きょうだいの房枝は三女である。「女に生まれたのが因果だ」という母たつの言葉は、87歳の生涯を女性の地位向上のために捧げた彼女の人生のまさに原点であった。また、彼女の生家は真宗で東本願寺派(=真宗大谷派)だったが、村の旦那寺の息子が株をやったり芸者買いをしたりしてけしからんと憤慨している両親の非難を房枝は耳にしていたためか、仏教が嫌いになり、その仏教を日本に取り入れた聖徳太子の肖像が歴史の本にのっていたのを鉛筆で穴をあけたりした。そして日本は神国だから国学者の本居宣長、平田篤胤に傾倒し、修学旅行でもらって来た伊勢神宮のお札を自分の部屋にまつて“おけぞくさま”(正月のお餅)を供えたりしていた⁴⁾。

さて、房枝は尋常小学校を四年で卒業すると、隣村の高等小学校に進み、毎日片道6キロの道を往復した。なお、彼女の勉強の希望は強く、次姉が在学した岡崎の第二師範学校女子部に入学した。それというのも父は「自分は学問しなかつたから百姓している。百姓は『たわけ』(馬鹿)がするのだ。おまえたちはみんな勉強せよ。自分が一生懸命働いて、いきたい学校にやってやる⁵⁾」と話していたからである。それ故、房枝の長兄は東京の政治学校を出たあとで渡米しているし(次兄は夭折)、長姉は体が弱かったので尋常小学校

を出ただけだったが次姉は奈良女高師まで進んでいる。なお、房枝の師範在学中に校長の良妻賢母主義に反発してストをやっており、彼女は級長としてそのリーダー格だったというから、もうその頃から可成り行動的な自己主張のはっきりした人だったことが分かる。

ところで、28ヵ条の抗議の要求の一部は解決したものの市川には不満が残り、その後はあまり勉強に身が入らなかった。そうしたなかで、彼女は師範学校卒業後、さらに東京女子高等師範学校に進学を希望したが、入試に失敗し勉強を諦め、大正2(1913)年4月、20歳の春に郷里の尋常高等小学校に勤務した。そして、一年後には名古屋の高等小学校に転勤したが、三年目に健康を損ない五ヶ月間の療養生活の後、義務年限一年を残したまま教職から去った。なお、小学校教員時代には同僚の男子教員からの結婚の申し込みや、二、三の男性との交友関係もあったが結婚には至らず、市川は生涯を独身で終わっている。教職から身を引いた彼女は知人の紹介で名古屋新聞(現・中日新聞の前身)の女性記者第一号になり、教育面を担当するも上京の希望が募り、記者生活満一年で退職し、友人を頼って上京することになった⁶⁾。

さて、市川の東京での最初の仕事はある株屋の事務であったが、株屋の主人がお客の金を使い込んだらしく、それがもとで閉店することになり、三ヵ月位で失業してしまった。ところが、彼女が東京に出た目的の一つは勉強することにあつたので、長兄のアメリカ留学時代の師山田嘉吉・わか夫妻の四谷の家を訪問し、さっそく出勤前に山田嘉吉から英語の個人教授を受けることになった。月謝は特別に安くしてもらい、20分位ずつ確かスウェーデンが生んだ偉大な女性解放運動家エレン・ケイの『恋愛と結婚』(Love and Marriage, 1903)を原書で講義を受けることになった。日本人として初めてアメリカで「社会学」(sociology)を収めた山田のもとには、平塚らいてう(雷鳥)や伊藤野枝や神近市子等の新しい女たちが集まり、婦人問題にも関心を持っていた山田夫妻を通して彼女等と市川は知己を得ることとなった⁷⁾。

それが機縁となって、市川房枝は大正8年夏に名古屋近郊の紡績女工を視察する平塚らいてうの案内役を勤めることになり、やがてらいてうと共に「新婦人協会」を結成することとなる。房枝26歳のまさに第一の跳躍である。そして、結成大会も済まぬうちに、治安警察法第5条の改正と花柳病男子の結婚制限を柱とする署名運動や講演会活動に動き出し、大正9年10月には機関誌『女性同盟』も発刊した。しかし、「新婦人協会」の運動はわずか一年半で空中分解し、市川は大正10(1921)年6月の第一回総会で理事を辞任して渡米することとなる。そして、後に平塚が市川の人物評論を書いた「市川房枝さんのこと」という短文のなかには、「房枝さんには思索的なところも空想的なところもありません。夢なく、詩なく、恋なく、宗教もない生活です。ものを鑑賞し、楽しむというようなところもないようです。房枝さんはどこまでも仕事をする人です。働く人です。社会的に生きる人です。房枝さんは人間として、女性としてほんとうにさびしく生れつき、さびしく教育されるいる方ではないでしょうか⁸⁾と、恰もお互いの性格の違いを暴いている。

さて、市川は「私の履歴書」に記すように、「私は休養と勉強のため渡米することを思いたち、この前年米国から帰って読売新聞外報部にいた兄の助言と、主筆の大庭氏の好意で、読売の特派員として十年の七月渡米することになった⁹⁾。彼女はハウス・ワーク(木曜・日曜を除いて朝から晩まで家事)やスクールガール(朝晩雇主の家事を手使い、日中は弁当を持って学校に通学)などで生活費を稼ぎながら、アメリカ各地(シアトル、シカゴ、ニューヨーク、ボストン、ワシントン等)をめぐり、婦人有権者同盟や全米婦人党の活動家などと交流し、婦人運動についての見聞を深めていくこととなる。とりわけ、当時のアメリカは1920年8月に婦人参政権が実現した直後の時期で、婦人運動は大いに盛り上がっていた。そして、特に市川は全米婦人党の事実上の会長のアリス・ポールから「是非婦選運動をしなさい。労働運動は男の人に任せておいたらい。婦人の事は婦人でなければするものがない。いろいろな

事を一時にはいけない」と忠告されたという。このアリス・ポールとの出会いが市川の婦選運動家としての方向を決定付けたことは十分に考えられよう¹⁰⁾。

ところで、市川房枝は大正13年1月二年半ぶりに帰国することとなった。当時の日本も普通選挙権の実現を求める声が高まっており、大正14年5月に加藤高明第一次護憲三派内閣の時に男子の普通選挙法が成立した。そして、それに呼応する形で女性の間でも大正12年1月に「婦人参政権同盟」が結成され、また翌13年12月には「婦人矯風会」などの呼び掛けで「婦人参政権獲得期成同盟会」が結成されて、彼女もこれへの参加を求められた。ところが、市川自身はアメリカ滞在中に新設予定のILO(国際労働機構)東京支局の職員になるよう頼まれ既に了解していたので、しばらくは所謂二束の草鞋を履くことになり、昼間はILOに勤め夜は運動にさいた。そして四年間近くILOと婦選運動の両方をやっていたが、昭和2(1927)年頃になると婦選運動も活発になって時間もとられるので、その年の暮にILOをやめて婦選運動に専心することになった。ここに婦選運動家市川房枝が誕生することとなった。房枝32歳での第二の跳躍である¹¹⁾。

では、大正13年12月13日に結成された「婦人参政権獲得期成同盟会」及び大正14年4月19日に改称された「婦選獲得同盟」における市川房枝の活躍についての詳細な考察は次節の第Ⅲ節「市川房枝の婦人参政権獲得運動」に譲るとして、昭和12年7月北京郊外の盧溝橋事件に端を発した日華事変は、やがて全面的な日中戦争、そして太平洋戦争へと拡大していった。そして、彼女は敗戦を53歳で迎えることになるが、その間の昭和16年12月太平洋戦争が始まり、本格的な戦時体制となり、極めて婦選獲得運動が制限されるなかで、市川は自宅の町会の婦人部長を頼まれ、地域のなかでもできる限りの活動をし、国家の政策に協力する苦しい選択を行っている。それかあらぬか、後年彼女は「戦争は勿論、これを推進している軍部、職業軍人にも反対だったが、言論の自由はなく、このために苦しんでいる兵士、その遺家

族、一般庶民の立場で政府国策に協力せざるを得ない立場に立っていた」と当時の心境を吐露している。否そればかりか、昭和17年11月には台湾の皇民奉公会の招きで全島を廻り、演説会や座談会に出席し、翌年1月に帰国してみると、その不在中に「大日本言論報国会」の理事に加えられ、これが後に公職追放の原因となったことも見逃さない¹²⁾。

やがて、市川は敗戦を迎えることとなった。すなわち、昭和20年8月15日の正午敗戦を国民に告げる天皇の「玉音」放送を東京の友人宅で聞いた彼女は、『自伝』に次のように記している。つまり「涙が頬を伝って流れた。戦いに敗れたくやしきであった。しかし平和がよみがえった安堵の気持ちのあと、さて、私たちは何をすべきかを考えた。十八日まで東京にいて友人たちを訪問し、新しい計画について相談して歩いた¹³⁾」と。そして、敗戦から10日後の8月25日には「戦後対策婦人委員会」を組織し、11月3日には婦選の獲得と婦人に不利な法律の改廃、さらには獲得した婦選を有効に行使するための政治教育などを目的とした「新日本婦人同盟」を結成してその会長に就任している。相変わらず彼女の行動は素早い。しかもこの同盟は戦後最初の婦人団体であり、婦人参政権が決まったばかりでもあったので組織は急激に伸びた。その最初の活動が翌年春の総選挙に向けての啓蒙であった。その結果は女子有権者2,150万人のうち67%が投票した。因みに、この時の男子有権者の投票率は79%であった。また、79名の女性が立候補し、その49.7%の39名が当選して世間の注目を浴びた。だが、市川自身は当日投票のために講演先からわざわざ疎開地に帰って来たのに、選挙人名簿に自分の名がなく投票出来なかったトラブルのあったことを「私の履歴書」には記している。彼女は早速これら39名の女性議員と女性有権者との連携をとるため、「婦人議員クラブ」の結成を提案し実現するも、クラブは半年で解散した。

さて、市川は先輩や同志から薦められ、参議院から立候補してもよいと考え決意したのは昭和22年である。そのため資格申請をしたが、なか

なか許可がおりず、同年3月24日に思いがけない公職追放の通告を受けることになった。その理由は先述した戦時中の「大日本言論報国会理事の任にあった」、別言すれば「日本を侵略戦争に追い込んだ指導者であり、日本の民主化に妨げとなる人物」というのであった。しかるに、この公職追放は市川自身腑に落ちぬ処置であったし、彼女を知る人びとの多くも、「市川さんが公職追放になるくらいならもっともって該当する人がたくさんいるはずなのに……」と言い、「市川房枝追放取消請願署名」16万余通がマッカーサ司令部と日本政府に提出されたが、まったく効果はなかった。そこで、市川は追放解除になるまで三年半焼け跡の畑を耕し、翻訳と友人の援助で辛うじて生活を支える苦寒の時期を過ごすこととなった。かつて挫折らしい挫折を知らず、いつも前向きに歩いてきた彼女自身の唯一の逼塞^{ひっそく}時代であったといえよう¹⁴⁾。

しかるに、ようやく昭和25年10月公職追放が解除されるや、会長を辞任していた「新日本婦人同盟」はその名を「日本婦人有権者同盟」と変更し、当然のように市川は会長にカムバックし、事務所も婦選会館に戻り、再び彼女の東奔西走の活動が始まった。今その二、三を挙げれば、昭和26年の行政改革により労働省の婦人少年局及び厚生省の児童局廃止の動きが伝えられると、いち早く婦人団体、労働組合婦人部など20団体に呼び掛け、婦人少年局・児童局廃止反対協議会をつくり、廃止を阻止する全国的な運動を展開した。また、公娼制度復活反対協議会に参加したり、破壊活動防止法案に対する反対運動もおこなった。さらに、わけても選挙浄化運動には積極的に加わり、昭和27年選挙浄化のために結成された「公明選挙連盟」に常任理事として参加、各地を歩き公明選挙を説いて歩いた。そして、昭和27年10月市川は日米知識人の交換を目的とした日米知的文化交流委員会の推薦により文化使節として渡米、大統領の選挙戦を見た後、マッカーシズムの問題、ニグロの問題、婦人の政治教育の実態を視察した。さらに翌年2月末にはヨーロッパへ渡り、イギリス、フランス等を経て、イタリアに着

いた途端、日本から参議院議員選挙への立候補を要請する電報を受け取り、急遽帰国することとなった¹⁵⁾。

さて、かねてから政治家より政治教育を目指していた市川房枝ではあったが、強い要請に「理想選挙でなら」を条件に立候補を決意することとなる。その彼女の「理想選挙」、「公明選挙」のキャッチフレーズの下、具体的な運動方法や政治家としての活躍については、第IV節での「市川房枝の選挙浄化運動」に譲りたい。ところで、昭和50年に国連が女性の地位向上を目的に展開した国際婦人年には、国内の全国的組織を持つ団体と労働婦人部に呼び掛け、市川は国際婦人年日本大会を開催した。そこには主義主張の別をこえ、女性の人権を守りその地位向上のために、団結した統一行動によって、国連が掲げた平等、開発、平和のスローガンを実現しようとした決意が現れている。大会後に設けられた「国際婦人年連絡会」は、今も女性問題の解決、発展途上国の女性への協力、平和の実現を目指し活動を続けている。これら一連の活動のなかで、特に彼女は国連が昭和54年に採択した「女子差別撤廃条約」に注目し、日本の早期加入を主張した。こうした活動に次ぐ活動のなか彼女は昭和56年2月11日心筋梗塞のため永遠に帰らぬ人となってしまった。87歳9カ月の生涯ではあったが、市川が生前書いた「私の履歴書」には、自らの人生哲学ともいべき次のような一文が認められている。すなわち、「大衆の中にいて皆と同じようにふるまっていれば悪口をいわれないですむ。しかし大衆の先に立って一つの主義主張となえ、行動すれば必ず悪口をいわれる。したがって指導者としての資格は、絶えず悪口をいわれ、批判されていることにあってよい。もっともこの際、全部から悪口をいわれては落第で、半数?の支持がなくてはいけない。みんなからほめられるようになることは、大衆に追いつかれ、大衆と同じ考えになったことを意味するから、もはや指導者としての役割を果たしてしまったことになる。だから悪口を気にする必要はない。悪口に対しては一応反省すべきだが、自分が正しいと信じたら邁進してよろしい。



市川房枝が戦後25年間参議院議員として活躍した国会議事堂

最後は事実が、時が解決してくれる……」といった考え方である¹⁶⁾、と。

なお、市川房枝は上述してきた華々しい活躍によって、生前にあっては昭和48年1月16日朝日文化賞、同49年8月29日にはフィリピンのマグサイサイ賞をそれぞれ受賞し、死後では昭和56年2月13日参議院で25年永年在職議員の表彰を受けている。

III. 市川房枝の婦人参政権獲得運動

では、本節(=第III節)では市川房枝が婦人参政権獲得運動にどのように取り組んだかを、幾分具体的に見ることにした。

周知のように、戦前の日本の婦人は政治的には殆ど無権利状態に置かれていた。つまり、国政参加別言すれば参政権はおろか、政党加入を含む政治活動への参加(結社権)もなく、政談集会に会同したり、その発起人となる権利(集会権)すら奪われた時期もあった。加えて、地方政治参加すなわち公民権も婦人には保障されていなかった。それ故、これらの諸権利を獲得し、男女の政治的同権を実現しようとする運動こそが、いわゆる日本の婦人参政権獲得運動である¹⁷⁾。

ところで、明治初期における自由民権論者の一部によって婦人参政が主張されたこともあったが、それは文字通り先駆的主張にとどまった。そして、大日本帝国憲法の理念つまり明治22年の衆議院議員選挙法で女性は選挙権を認められず、

また、翌23年の集会及政社法では、例えば同法の第四条において婦人は「政談集会ニ会同スルコト」を禁じ、あるいは同法第二十五条にあっては婦人に「政社ニ加入スルコト」を禁じた。ところが、この集会及政社法の前身である明治13年制定の集会条例においては、少なくとも婦人に対して政談集会や政社に参加することを禁ずる条項はなかったから、婦人は集会権・結社権を有していたといえよう。このことは自由民権運動に岸田俊子や景山英子をはじめ数多くの婦人が参加していたことによっても実証されよう¹⁸⁾。と同時に、集会及政社法によって婦人は集会権と結社権を奪われたことになり、加えて明治33年に制定された治安警察法によって、政談集会の発起人となることも禁止されることになってしまった。

さて、こうした一連の婦人の政治的権利の剥奪の論理を何に求めたかという点、「婦人は家庭内のことに専念すべきであるから、政治活動は一切すべきでない」という考え方であって、集会及政社法制定当時の清浦奎吾内務省警保局長の次のような見解がその点をよく示している。彼曰く「婦女政社に加入せしむる、又政談を為さしむると云ふ所の制限も、まるで取って除けて仕舞ってあるが、斯の如きことは我国の歴史、習慣及風俗^{など}と云ふやうな点からも、少し考へなければならぬことであらうと思はれるので御座ります、で、婦女の如きは素より内を治むる所のもので、家庭教育^杯と云ふやうな事を司らなければならぬ所のものであります、で、其の婦女と云ふものが或は政社に加入する、或は政談も為す、斯う云ふやうなことになりましたならば如何でありませぬか、甚だ此の家庭教育の上に於ても妨がありますし、又一体我国の歴史、慣習、風俗に照しましても、甚だ其の宣しきを得ぬ次第であらうと思ひます」¹⁹⁾と。

ここで、名著『普通選挙制度成立史の研究』の著者松尾尊兌に倣って、日露戦争後から大正末年までを大正期とするならば、この時期の特徴は、政治・社会・文化の各方面において民主主義と自由主義の傾向が顕著となったことで、これを推進したのは民衆の政治的自由獲得運動であった。こ

の傾向と運動を称して大正デモクラシーと呼ぶ。そして、この大正デモクラシーに助けられて、また自らをその有力な構成要素として、婦人の政治的自由獲得運動が発展したのである。したがって、大正期における婦人の政治的自由獲得運動とはさきに記述した参政権をはじめ公民権、結社権、集会権などを奪った諸法律の改廃をめざすことにあることは言うまでもない²⁰⁾。

ところで、わが国における婦人の政治的自由獲得運動をめざす婦人自らの本格的な政治運動は、第一次世界大戦後の少なくとも「新婦人協会」の創立をもって始まる。この見解に対して、ただちに東京婦人矯風会や社会主義の女性等によって治安警察法第五条改正請願運動がそれに先立ち行われたが、これらはあくまでも婦人有志の運動にとどまっておらず、いやしくも「政治運動」という以上、その主体が事実上一つの政治団体を構成していることが、その本格化の前提であると認識するからである²¹⁾。

さて、「新婦人協会」が平塚らいてうの主唱のもと、市川房枝の協力を得て、大正8(1919)年11月24日大阪で開かれた第一回関西婦人団体連合大会の席上その創立が披露され、その当初の事業として、婦人参政権の第一歩として治安警察法第五条の改正と女性保護の要求としての花柳病男子結婚制限法制度の、所謂二つの請願運動を専ら議会工作を中心に展開することに求めたことは広く知られた事実であろう。

そこで、ここでは婦人参政権の第一歩としての治安警察法第五条の改正について若干考察してみると、「新婦人協会」の運動を始めて間もないある日、平塚と市川はある政談演説会の傍聴に出掛けた。この種の演説会場には必ず入口に警官が頑張っているのを知っている二人は、演説会の始まる二時間も前にそっと会場に忍び込んで、後ろのほうの目立たない席で聴いていた。弁士も聴衆も男ばかり。間もなく二人は警官に見つかり、「ここは女の来るところじゃない、出る」とつまみ出されてしまった。翌日警官から呼び出しがきた。そこで、市川が行ってみると、「貴様は昨夜の演説

会に来ていたな。どこから入ったのか。女は出席できないということを知っていて行ったのか」、「はい、知っていて行きました」、「知っていてなぜ出席したのか」、「私どもは何も悪いことはしない。おとなしく聴くだけなのに、女だから聴いてはいけないというのは時代遅れの法律だから、守らなくてもよいと思いました」、「時代おくれの法律かどうかは別問題だ。『法は悪法にても法なり』である。それを守らないというのは国家社会の秩序を乱すことになる」。両者のこのようなやりとりの末、平塚と市川の二人は検事局に書類送検された。幸い微罪ということで不起訴になったものの、当時の女性たちはこんな窮屈な抑圧下にあったのである²²⁾。

要するに、女性は政談演説を聴きに行つてはいけない、勿論演説会を主催してもいけない、政治結社に参加してもいけない。このようなことを定めている時代遅れの法律がつまり治安警察法第5条であった。そこで、この法律を改めてもらおうということで平塚と市川の考えは一致した。そこで、間もなく二人の忙しい日々が始まり、ようやくこの請願書に2,057名の署名を集め、翌年初めの第42議会に提出したが、2月26日原敬内閣は普選は危険思想だとして議院解散に打って出たため、徒労に終わってしまった。また、次の国会にも上程したが残念ながら審議未了、ようやく大正9年12月に召集された第44議会では、上記の二つの請願に加えて、はじめて衆議院議員選挙法改正を請願することとなった。これは男女共に納税資格にかかわらず選挙権を要求するもので、市川によれば「当時さかんに行われていた男子の普通選挙運動に対する協力でもあり、抗議でもあった²³⁾」という。だがその結果は治安警察法の一部改正が衆議院では可決されるも貴族院では否決され、またもや徒労に終わった。

しかるに、その頃から市川はこれまでの運動を反省し、「新婦人協会」の将来と自分の進退を考えるようになり、大正10年6月彼女はいさぎよく協会を脱会し、一ヵ月後には渡米することとなった。また、残る一人の平塚も過労による病気を理由に引込み、「新婦人協会」ももうこれまで

と思われたが、奥むめお、坂本真琴らが引き継いで対議会活動を進め、翌年3月やっと治安警察法第五条の一部改正、すなわち第二項の「女子も政談演説を開いたり、したり、その発起人となる自由」を獲得することになったのである。そして、「新婦人協会」が勝ち取った治警法第五条第二項修正は、一方で治安警察法が明治33年に成立して以来、最初に実現した修正であるという点で確かに大きな意味をもっていたが、他方でそれが最低の部分修正でしかなく、婦人の結社権さえも認めなかったことは、支配勢力が政治的民主主義の基礎としての国民の基本的権利に対し、いささかも譲歩しない意志をもっていることを明らかにするものでもあった²⁴⁾。

さて、アメリカの女性や労働者の状況を視察することを目的に渡米した市川房枝は、前節の第II節でも触れたように、当地で女性参政権運動の指導者アリス・ポールに邂逅し、彼女から大きな影響を受けることになった。何となれば、大正11年6月市川は米国社会事業大会に出席するため首都ワシントンを訪問し、同地にあるアリス・ポールの組織である全米女性党の本部に宿泊することになった。そこで市川はアリス・ポールを知り、彼女から「是非婦選運動をしなさい。労働運動は男の人に任せておいたらい。婦人のことは婦人でなければするものがない。色々なことを一時にはいけない」と説得されていたからである²⁵⁾。

そこで、大正13年1月市川は米国から帰国することになるが、その頃男子の普通選挙実現が間近になったことから、知識婦人達の間にも婦人参政権要求の声が高くなってきた。そこで、日本基督教婦人矯風会会長の久布白落実くぶしろおちみが音頭をとって、婦選獲得のための婦人団体を作ることになり、市川にも声がかかった。まさに時機到来と彼女も即座に応じ大正13年12月13日「婦人参政権獲得期成同盟会」が組織された。そして、この同盟会は総務理事に婦人矯風会幹事長で日本婦人参政権協会会長の久布白を、会務理事つまり書記長・事務局長に市川を選出した。その成立宣言と決議は総務理事の久布白が起草した。同宣言は女性参政権

要求の根拠を「男女共に天賦の義務権利に即して」とし、自然権としての男女同一・同等の政治権利を要求する女権論の立場を明確にしている。設立当初同組織は200名にのぼる会員を集め、津田梅子、矢島楯子、生田花世から山川菊栄、堺真柄に至る左右両翼の女性活動家が参加している²⁶⁾。

ところが、この「婦人参政権獲得期成同盟会」は翌大正14年4月名称を「婦選獲得同盟」と改称した。この改称に当っては、当時高揚していた男性の普通選挙を求める普選運動の「普選」を同音の「婦選」に置き換え、組織の名称と目的をよりわかりやすくし、一般社会に侵透させるためであった。以後この「婦選」は次第に女性参政権運動を意味する言葉として固有名詞化し定着していく。勿論、そこには大正14年「普選」が成立するが、「三千万の女性は叫ぶ」として「婦選なくして真の普選なし」の宣伝ビラを撒いたり、また、昭和5年4月の第一回全日本婦選大会には600名の参加者に、与謝野晶子作詞、山田耕筰作曲「婦選の歌」が披露されたり、さらには同第二回総会では従来の会報を月刊の機関誌『婦選』として、この言葉がピーアールされてきたことなども見逃せない。なお、この改称に関して市川自身も次のように述べている。すなわち、「婦人を除いた男だけの普通選挙は真の普通選挙ではなく、やはり特別選挙だと攻撃し、婦人参政権を婦選とよび、会の名称も婦選獲得同盟と改称して、普選はまだ完全ではないことを風刺することとしたのであった」²⁷⁾と。

さて、「婦選獲得同盟」は「婦選の獲得のみをその目的として組織され」た団体であり、一つの運動体として「共同一致の実を挙げんためには、その目的の範囲を極度に限定することが必要なことである」というのが市川房枝の主張であり、それは「いろいろな事を一時にしてはいけない」という先述のアリス・ポールの忠告を忠実に具体化したものであった。そして、昭和5年4月「婦選獲得同盟」が友好団体に呼び掛けて開催した第一回全日本婦選大会には、北は北海道、西は広島、徳島から参加した約50名を含め、会場には600名

の参加者であふれた。大会の座長は久布白、副座長市川で進められ、婦人参政権の要求と女子に対する政治教育の徹底が目標に掲げられた。

その際、各政党や浜口雄幸民政党内閣の文部大臣田中隆三の祝辞が寄せられたが、その彼の祝辞のなかで「婦人は我国家を隆昌ならしむる為に努力」しているのだから、「国家活動の基本となる政治に対して発言権を要求」するのは当然だとし、「婦人の常識と修養は余程高まった」ので「参政権の資格を有せざるべからずと申しても差支えない」が、「今直ちに衆議院議員以下総べての議員の選挙権及び被選挙権を婦人に与ふことに就いては幾分の考慮の余地がある」ので、「先づ以て速やかに婦人に男子同様の条件を以て市町村公民権を与ふべきものと考へまして近く之れが実現の手段をとる積り」である²⁸⁾、と述べている。このことは婦人に政治的権利を認めることに関する、当時の政府の意向を伺わせるものといえよう。何となれば、婦選大会の直前から開会された第58議会（特別）には、この婦人公民権案が提出され、衆議院では可決されるも、貴族院では審議未了となってしまった。とはいえ、衆議院で可決されたことは女性たちは勿論、一般社会への刺激となったことは否定出来ないからである。

ところが、これまで参政権実現のために大同団結した運動のなかから、主にキリスト教の立場に立つ人達が久布白落実を擁立して分かれ、その後は市川が名実ともに「婦選獲得同盟」の代表となり、活動が続けられることになった。なお、こうした久布白の脱会と「婦人同志会」の発足は、当時「婦選戦線の乱れ」という受け止め方をされ、市川自身も『自伝』で「婦選運動の前進と分裂」と捉えている。そのため、婦選にこの出来事は婦選運動の分裂として過大な負の評価を負わせてきたきらいがある。しかし、久布白の脱会は日本婦人参政権協会の組織を強化するためのものであり、婦選運動自体の分裂を目論んだものではもとよりなかった。それ故、市川自身も会の設立を前以て知らされていなかったことで「ショックを感じた」としながらも、「運動がこの方面まで拡大されたことはよるこんでよいことであった」と評

働いている²⁹⁾。

さて、新たに市川房江をリーダーとする「婦選獲得同盟」が積極的に活動できたのは、昭和6(1931)年の前半位までであった。つまり、この年4月に開かれた獲得同盟第7回総会は「完全なる婦人公民権」の実現を運動方針に掲げたが、9月に満州事変が起ると、婦人公民権も参政権も吹っ飛んでしまった。それでも市川らはキリスト教婦人参政権協会や無産婦人同盟に呼び掛けて、昭和7年1月に「婦選団体連合委員会」を結成し、「内外の時局が困難なれば困難なるほど、その憂いを頒ち、これが打開に協力せんがために、婦人参政権の必要を一層痛切に感ずるものである」³⁰⁾という趣旨の声明を発表している。だが、最早実際運動としての成果は期待することは出来ないような状況になってきた。

それ故、むしろこの時期の特徴は市川が可能な範囲内で精一杯の戦争批判、軍部批判を試みた点に求められる。つまり、彼女が昭和6年11月に発表した「国際平和と婦選」は婦選運動を戦争反対と結びつけて捉えている。まず、満州事変後の「軍事占領」状態の継続に「遺憾」の意を表明し、「国際紛争を解決するために、武力を用いること」に賛成できないことを明確にした後に、「婦人の戦争を嫌い、平和を愛するのは、婦人自身の感情というよりも、むしろ本能といえよう」と述べて、一時も早く平和を回復するためにも婦選の実現が必要なのだとして強調している。また、昭和8年6月に発表した「婦選運動の国際的展望」では、市川は政府の国際連盟脱会が孤立化への道であることを指摘し、「われわれの終局の目的である世界平和の実現のために」一層の国際協調を計っていく必要を訴えている。そして、昭和9年12月に「婦選獲得同盟」の創立十周年を迎え、市川は「創立十周年記念日を迎えて」という一文を書き、そのなかで「獲得同盟ほど充実したる十年の歴史を持った団体は他にありません」と胸を張ってみせたが、皮肉なことにこの時期を境にして市川の姿勢は転換を余儀なくされていった³¹⁾。

すなわち、幾分説明を加えれば、「愛国婦人会」や「大日本連合婦人会」などの間では、満州事変

開始直後から慰問団派遣などの動きが起こっており昭和6年12月には「大日本国防婦人会」も発足していた。このような状況にあって、昭和5年から開催されていた全日本婦人大会も、昭和12年1月の第7回の大会を最後に開けなくなっていたし、昭和11年1月から機関紙『婦選』は『女性展望』と改称されることとなる。その『女性展望』の昭和12年9月号に市川が執筆した「時局に対して」という一文には、「ここまで来てしまった以上、もはや行くところまで行くよりほかあるまい」と記し、「私どもが婦選を要求する目的は、婦人の立場より国家社会に貢献せんがために政府とまた男子と協力せんとするところにある」と説いている。しかも、この年9月に市川が音頭をとって「日本婦人団体連盟」を結成するが、それは政府の国民精神総動員実施要綱を受けたもので、「国家総動員の秋、我ら婦人団体もまた協力をもって銃後の護りを真に固からしめん」と謳っている。その後彼女は昭和12年12月に国民精神総動員中央連盟の調査委員、同13年6月に同非常時国民生活様式委員会委員、同14年3月に国民精神総動員委員会幹事、同16年4月に大政翼賛会調査委員、そして同17年12月に大日本言論報国会理事というように、ずるずると深みにはまっていた。それ故、晩年当時の事情・心境を市川は次のように語っている。つまり、「敗戦後私自身は戦争協力者として三年七月追放になりましたが、ある程度戦争に協力したことは事実ですからね。その責任は感じています。しかしそれは不名誉とは思いません」³²⁾と。

さて、このような長い婦選運動が実を結ぶのは、敗戦後の昭和20(1945)年12月のことである。同20年9月に成立した幣原喜重郎内閣は、マッカーサーの要請にしたがって閣議で婦人参政権を承認し、第89回臨時議会に衆議院議員選挙法改正案を提出した。同改正案は12月15日に公布され、ここに初めて20歳以上の男女は平等な選挙権及び25歳以上の男女には平等な被選挙権が認められた。また、女性の政治加入も同年11月21日の治安警察法廃止のポツダム指令によって実現した。それを受けた昭和21年4月10日の

総選挙では、図1も教えるように、総人口7,580万人のうち一気に50.4%の3,688万人に選挙権が与えられ、気遣われた女性の棄権は案外少なく、投票率は男子の78.52%には及ばなかったものの、婦人有権者2,056万人のうち66.97%の1,376万74人が投票したのである³³⁾。

ちなみにここで日本から諸外国へと眼を転じて、女性参政権確立年換言すれば男性と同等の権利獲得年を見てみると、表1のようである。すなわち、近代主権主義国家においても、かつては女性の参政権はまったく認められておらず、普通選挙制といっても、女性の選挙資格の排除は当然のこととされていた。しかしながら、19世紀末葉以降女性の職場進出は著しく、婦人参政権獲得運動が西欧諸国を中心として活発に展開された。それ故、表1が示すように、国政レベルの参政権(選挙権だけをも含む)は1893年のニュージーラ

ンドが最初で唯一19世紀末であり、20世紀に入ってオーストラリアの1902年、フィンランドの1906年、以下北欧諸国のノルウェーの1915年、同じくアイスランドの1915年と続いた。また、1917年10月社会主義革命後のソ連で婦人参政権が実現した影響をうけ、第一次世界大戦後にカナダとドイツの1918年、米国の1920年、イギリスの1928年と資本主義大国やその影響下の国々で婦人参政権が認められるようになった。そして、第二次世界大戦後婦人参政権は当然の民主主義の権利として一層広がり、1953年には国連総会で婦人参政権条約が採択され、女性の政治的権利を認める流れを決定的にした。そうした流れのなか、フランスと日本では1945年に婦人参政権が獲得されたのである³⁴⁾。

そこで、以外にもフランスが1945年とその獲得が欧米諸国に比べて遅れたことについて、山川菊枝は次のような説明を与えている。すなわち、一体にこの国フランスは近代的婦人の政治運動の基礎となるべき大工業よりも、農業及び小工業に婦人の従事するもの多く、政治より学術技芸に関心を持つ傾向強く、かつ一般に保守的・家族的であるため、英国のように強大な政治運動が婦人の間に発達せず、第一次世界大戦後も各国が競って参政権を承認した後も、同議案がしばしば下院を通過した後も、上院の否決にあった³⁵⁾、と。

ところが、日本では先述したように昭和20年占領軍の戦後民主改革政策展開のなかで、わが国の婦人参政権は実現することとなった。しかし、ここで幾分説明を加えれば、第二次世界大戦は連合国側の勝利によって終了し、昭和20年9月2日降伏文書の調印と共に、日本は正式にアメリカ軍を中心とする連合軍の占領下に置かれた。日本国民にとって国土を外国軍隊に占領されたことは初めての歴史的体験であった。しかし、同じ敗戦国のドイツ、イタリアとは異なり、日本では国内で大規模な反政府運動はなく、沖縄などを除いて陸上戦闘も行われず、日本政府は統治能力を保ったまま敗戦を迎えた。そのため連合軍の日本占領は直接の軍政ではなく、日本占領がさしたる混乱もなく進められたのは、こうした事情による

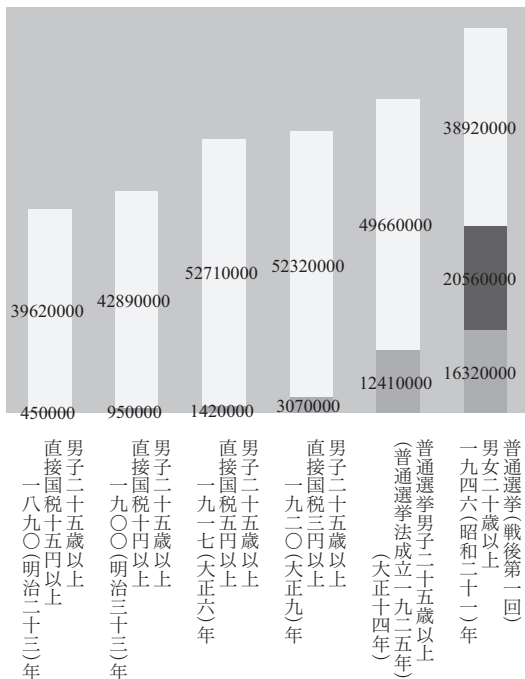


図1 選挙法改正による有権者数と人口に対する比率

注：グラフの薄黒部を男性有権者数、黒部を女性有権者数、白部を総人口から有権者を引いた数としている。

出所：吉見周子著『婦人参政権』鹿島出版会、1979年、196頁より作成。

表1 女性参政権確立年(男性と同等の権利獲得年)

1893	ニュージーランド	1947	アルゼンチン, ベネズエラ, ブルガリア
1902	オーストラリア	1948	ベルギー, イスラエル, 韓国
1906	フィンランド	1949	中国, チリ
1913	ノルウェー	1950	エルサルバドル, ガーナ, インド
1915	デンマーク, アイスランド	1951	ネパール
1917	ソ連	1952	ギリシャ
1918	カナダ, ドイツ	1953	ジャマイカ, メキシコ
1919	オーストリア, チェコスロバキア, オランダ, ポーランド, スウェーデン, ルクセンブルク	1954	コロンビア
1920	米国	1955	エチオピア, ホンジュラス, ニカラグア
1922	アイルランド	1956	アラブ連合, カンボジア, エジプト, ラオス, パキスタン, セネガル
1928	英国	1957	ハイチ, レバノン, マレーシア
1929	エクアドル	1959	キプロス, モロッコ, シンガポール
1930	南アフリカ(白人)	1962	アルジェリア, ウガンダ
1931	ポルトガル, スペイン, スリランカ	1963	イラン, ケニア, リビア
1932	タイ	1964	イラク, スーダン, ザンビア
1934	ブラジル, キューバ, トルコ	1965	アフガニスタン, グアテマラ
1936	コスタリカ	1971	スイス
1937	フィリピン	1972	バングラディシュ
1938	ブルガリア	1974	ヨルダン
1941	インドネシア	1977	ナイジェリア
1942	ドミニカ共和国, ウルグアイ	1979	ペルー, ジンバブエ
1945	ボリビア, フランス, ハンガリー, イタリア, 日本, ベトナム, ユーゴスラビア	1984	リヒテンシュタイン
1946	アルバニア, シリア, リベリア, ルーマニア, パナマ		

出所：リサ・タトル著、渡辺和子監訳『フェミニズム事典』明治書店、1991年、442-444頁より作成。

ところが大であった³⁶⁾。

ところで、日本占領の政策決定機関として、米・英・ソ・中など11カ国からなる極東委員会がワシントンに、連合軍最高司令官の諮問機関として米・英・ソ・中4カ国からなる対日理事会が東京に設置されたが、対日占領政策の主導権を握ったのはアメリカであった。そしてアメリカ大統領が任命した最高司令官ダグラス・マッカーサー(1880-1964)のもとで、GHQ(General Headquarters)つまり連合軍総司令部が絶大な権限を行使した。わけても、昭和20年10月11日幣原首相はマッカーサー元帥に就任挨拶に赴いた際、憲法改正と共に五つの指令を受けた。その一つに、女性の解放と参政権の付与があり、今日一般には「マッカーサーの贈物」説が有力であるけれども、市川房枝サイドは日本側の「先手」を強調し、「マッカーサーの贈物」説には否定的である³⁷⁾。それかあらぬか、婦人参政権が初めて行使された昭和21年4月の記念すべき第22回総選挙に39名

の女性候補が当選した。その彼女たちがマッカーサー元帥のところへお礼に行ったという話を聞いて、市川は「マッカーサーのところへお礼に行くのはおかしい。お礼に行くならアメリカなりイギリスで婦人参政運動を一生懸命やって男女平等を認めさせ、それ以来民主主義に男女平等が入るようになったんだから、感謝するならむしろそういう人たちに感謝すべきだ³⁸⁾と強調し、一喝したという。

IV. 市川房枝の選挙浄化運動

本稿の冒頭で既に市川房枝といえ、戦後派の人びとにとっては「クリーン選挙」のシンボルとして認識され、また、戦後は女の政治教育を課題に活動したり、あるいは女性解放や平和・民主主義を守る諸運動への献身に彩られていた点を指摘しておいた。そして、第II節ではかねてから政治家より政治教育を目指していた市川ではあったが、強い要請に「理想選挙でなら」を条件に立候

補を決意することとなる。その彼女が「理想選挙」、「公明選挙」の御旗の下、具体的にどのような運動方針と政治活動をしたかについて、いよいよ分析検針する本節（＝第IV節）を迎えた。だが、前節での「婦選運動のチャンピオン」としての市川房枝にやや紙数を費やしてしまったので、「わが国の政治の唯一の良心」といわれた彼女のこの側面には余り紙数を使うわけにはいかない。したがって出来得る限り要点を摘記することでとどめたい。

さて、戦前における婦選獲得運動の鬼とまで云われ、参政権の重さを誰よりも知る市川は、この参政権を正しく有効に使う政治教育を戦後の運動の第一目標に定めた。そのために「戦後対策婦人委員会」は思想的にバラバラな人のグループであったので解散し、昭和20年11月3日には有志と語り合っ、「新日本婦人同盟」を結成した。この組織は婦人参政権が決まったばかりでもあったので急激に伸びた。そして、寄付を募ってバラックではあったが代々木に婦選会館を建て、これから本格的な活動に乗り出そうという矢先の同22年3月、占領軍による公職追放令が下った。「日本を侵略戦争に追い込んだ指導者であり、日本の民主化に妨げとなる人物」というのが、その理由であった³⁹⁾。

然るに、昭和25年10月に追放が解除される中、会長を辞任していた「新日本婦人同盟」は、その名を「日本婦人有権者同盟」と変更し、当然のよ



東京都渋谷区代々木にある婦選会館への案内板。なお、婦選会館の建物それ自体は老朽化が進み、現在使用されていない。

うに市川は会長に選ばれ、事務所も婦選会館にもどり、再び彼女の東奔西走の活動が始まった。具体的には、たとえば昭和26年行政改革により労働者の婦人少年局、厚生省の児童局廃止の動きが伝えられると、いち早く婦人団体、労働組合婦人部など20団体に呼び掛け、婦人少年局・児童局廃止反対協議会を作り、廃止を阻止する全国的な運動を展開し、現状のまま存続する決定を自ら吉田茂総理に直訴して勝ち取っている。また、公娼制度復活反対協議に参加したり、破壊活動防止法案に対する反対運動も行なった。そして、特に選挙浄化運動には積極的に加わり、昭和27年選挙浄化のため結成された「公明選挙連盟」に常任理事として参加、各地を歩き公明選挙を説いて歩いた⁴⁰⁾。

ところで、かねてから政治家より政治教育を目指していた市川ではあったが、強い要請に「理想選挙」を条件に立候補を決意した。そして、彼女の主張する理想選挙は「選挙には出たい人間が出るのではなく」「出したい」人が出るべきであるといった一点に集約出来る。しかも、その思想は市川の戦前からの政治活動の経験と政治哲学を凝縮させたものであって、自らが執筆した「私の履歴書」では「私の立候補を望む人たちが市川推薦会をつくり、代表者が届け出をすること、費用も運動も推薦会が責任をもつこと、絶対に選挙違反に問われないようにすることはもちろん、トラック、拡声器は使わないこと、候補者はラジオと立ち会い演説会にしか出ないとの条件を出した。それでは落選すると心配した人が多数いたが、私としては多数の主張を実現する義務があり、それで落選してもかまわないと強調した⁴¹⁾。

ところが、立候補の直後市川のこの運動方法がある新聞に出た。すると「生意気だ、尾崎行雄ではあるまいし、寝ていて当選しようなどとは……」との批判や「そうはいつでも選挙というのは……」との忠告が方々から出た。しかし、市川自身「もちろん当選は期待していなかった」というが、結果は昭和28年、同34年、同48年の参議院東京地区から出馬して当選、昭和46年は落選した。そして、昭和49年、同55年には全国区

市川房枝(小笠原)

表2 市川房枝理想選挙の得票

		有権者の 総数	投票率 (%)	有効投票 総数 (票)	市川得票数 (票)	有効投票に 対する得票 率 (%)	候補 者数 (人)
28年4月	第2位(当)	4,003,987	44.82	1,665,380	191,539	11.50	14
34年6月	第2位(当)	5,660,058	49.39	2,470,490	292,927	11.85	23
40年7月	第4位(当)	6,671,370	61.06	3,867,916	496,795	12.84	39
46年6月	第6位(次々点)	8,030,337	56.48	4,535,877	558,728	12.32	16

表3 市川選挙費用一覧

年月	届出選挙 費用(円)	法定選挙 費用(円)	法定費用に 対する市川 の選挙費用 (%)	収入	支出	残金(円)
				+寄付総額(円)(人)	選挙費用, 推薦会計 費用(円)	
28.4	186,886	1,559,600	11.98	490,119 (270団体11)	186,886選挙 74,152推薦会	229,081
34.6	784,510	3,732,017	21.02	1,491,386 (4,352)	784,510選挙 427,086推薦会	279,790
40.7	1,288,677	6,300,000	20.45	3,505,199 (7,659)	1,288,677選挙 392,645推薦会	1,823,877
46.6	1,926,441	7,500,000	25.68	5,605,858 (14,816)	1,926,411選挙 1,415,484推薦会	2,272,288

注：46.6の選挙費用には物品寄付換算の分をふくむ。

出所：表2，表3はいずれも市川房枝『私の政治小説』秋元書房，昭和47年，238頁より作成。

から立候補し当選，特に最後の選挙では80歳の高齢にも拘らず，2,784,998票の大量獲得票により全国区一位で当選した。

そこで，市川房枝『私の政治小説』のなかで，「私の理想選挙は二十八年，三十四年，四十年，四十六年の四回行なわれ，一，二回は四人中第二位で当選，三回目は第四位で当選，四回目は三回よりも少し多い五十六万票獲得したが次々点で落選した。この原稿の終わりに四回選挙結果を付記する」⁴²⁾とし，参議院東京地区での表2「市川房枝理想選挙の得票」と表3「市川選挙費用一覧」の具体的な数字が呈示されている。そのうち「私の履歴書」では昭和28年の第一回目の選挙に関しては，「約十八万二千票，四人のうちの第二位で当選した。集まった寄付は約四十九万であったが，費用は約十八万七千で済んだ。法定費用が約百五十六万円であったから約一割強で済んだわけである」⁴³⁾という記述と，昭和34年の第二回目の

選挙については，「開票の結果は約二十九万三千余票で前回より十万一千余票増加，同じく二位で当選した。選挙費用は一口百円，最高千円として募金したところ，四千三百五十人の方から約百四十九万円集まった。届け出の選挙費用は運動が拡大したのか前の四倍の約七十八万四千円かかった。しかし法定費用も倍額の約三百七十二万円だったので，その約二割強を使ったことになる。もっとも前回同様それこそ手弁当でやって下さった方があることはもちろんである。推薦会の費用，パンフレット『理想選挙ふたたび勝つ』の出版費等を差し引いた残金は，新しく結成されるはずの理想選挙普及会に寄付した」⁴⁴⁾と記している。

なお，市川房枝のこのような理想選挙の背景には「私がかねて英国の選挙が，金の要らない，違反のない選挙だと聞いていたので，一度実際にそれを見たいとこいねがって来た。たまたま十月八日に選挙が行なわれることになったので，九月の

下旬に一人で渡英、約二週間にわたってつぶさにその実情を見、私のいういわゆる理想選挙であることを発見した。すなわち英国では推薦選挙であり、選挙費用は推薦者——すなわち選挙区の各政党の支部及び有権者の有志が出し、運動は推薦者である当の党員が運動員となり、文字通り手弁当で手伝っている。もし運動員に食事を出したり見返を出す、それは買収犯になり候補者は当選無効となることになっていた⁴⁵⁾と「私の履歴書」に記述しているところを見ると、明らかにイギリスモデルが働いていたことをここに付記しておきたい。

そして、国会議員としての市川房枝の活動の起点は、昭和5年の第六回婦選獲得同盟総会の「宣言」にあった。それは婦人参政権要求のための四目標であり、第一は婦人、子どもに不利な法律の改廃、第二は政治と台所の直結、第三は選挙の改正と政治の浄化、そして第四は世界平和である。すなわち、第一における市川の努力は売春防止法、酔っ払い取締法、風俗営業法の改正となって結実した。とりわけ第三は市川の議員活動の中心で、金権選挙と腐敗政治に対する迫及は厳しかった。連座制の強化、天下り公務員の立候補制限、選挙違反者の恩赦禁止等、公職選挙法の改正を主張し、特に金のかからない選挙と政官財の癒着の原因になる政治資金の規制については鋭く迫った⁴⁶⁾。

ところが、この「金のかからない政治（選挙）」は第二の「政治と台所を直結させる」ことを目指す女性たちのジェンダー・ポリテックスの典型的なスタイルであった。なんとなれば、この理想選挙の方法によってはじめて経済的基盤をもたない家庭の主婦が、政治に参加することが可能となるからである。そのためこの選挙スタイルは戦後日本の女性が政治参加する一つのモデルとなり、その後も女性たちに引き継がれていった。実際それは金権選挙がはびこる二十世紀末日本の地方政治で、女性が政治に大きく躍進するきっかけとなっていった⁴⁷⁾。また、第四の世界平和に関連して、基本的人権の尊重、社会福祉の充実、平和の維持にとっては、民主政治の基礎を固めることこそが

必須条件であるというのが市川の信念であった⁴⁸⁾。

要するに、政治家としての市川房枝は25年間無所属の参議院議員としての立場を貫いた。それというのも、衆議院の行き過ぎをチェックする参議院である以上、無所属であるべきだという信条によるものであった。そして、「金のかからない政治」を信条とする彼女は歳費の値上げには一貫して反対したが、多数決のために歳費引き上げが決定すると、その増額分は使わずに積み立てていた。それが利息を含め約2,000万円になると、市川の死後財団はそれを「市川房枝基金」とし、原資2,000万円の基金利子から、女性の地位向上、政治の浄化、国際交流の活動に取り組む女性に毎年援助してきた。そして、2006（平成18）年までの援助件数は沖縄婦人運動史研究会（沖縄）、国際女性の地位協会（東京）、ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク（大阪）など36件、援助金総額も1,585万円となっている⁴⁹⁾。

V. おわりに——残された課題——

一般に個人を研究対象とする時、つまり生身の個人を俎上にのせる時、それが誰であれ、またそれがどんな生涯であれ、きわめて責任の重い仕事である。そこで、まず求められるべきは公正性と客観性であり、資料の意味付けや解釈の多様性の中で独善や先入観を排することは云うまでもなく、その個人と歴史条件において考察されるべき問題を、現在という一定の到達点の規範で裁断することは厳に慎まなければならない。と同時に、それを見る現代の目がなければ、歴史の教訓を導きそれを未来につなげることは出来ない⁵⁰⁾。

こうした分析視覚と方向にあって、本小稿はどれほど実践出来たかということになると正直云って私自身自信はない。それというのも、名実共に戦前戦中の婦選獲得運動の指導者だった市川房枝を中心に据えなければ、その本質や内的メカニズムに迫ることは出来ないと考え、市川サイドの豊富な資料にともすると依拠して分析し研究しているからである。

また、佐竹寛が『参加民主主義の思想と実践』

において、昭和54年1月31日当時の大平正芳首相の施政方針に対する市川房枝議員の代表質問(本会議)でのやりとりが興味深く思い出される。すなわち、市川議員「総理に伺いたいのですが、総理のお嬢さんが『婦人公論』の二月号に『父大平正芳のアとウの間』という題目で寄稿されておりますが、その中で『父は昔から口癖のように、おなごは勉強せんでいい、可愛い女になれ、そして早くお嫁に行きなさい』と言っていられたそうですが(笑声)総理は、いまもそのお考えでしょうか。もしそうだとしたら総理にはもう一つ、婦人問題企画推進本部長と言う職がありますが、その方の資格は足りない、落第だと、こう申し上げざるを得ないんでありますが(笑声)そこで総理の現在の婦人観、あるいは本部長としての決意を伺いたいと思います。」大平首相「私が娘に対しまして早く嫁に行けということをお願いしたのは事実でございます。(笑声)私は娘を持つ父親といたしまして、出来るだけ良縁を得て、身を固めてもらいたいという念願を持っておりましたので『女に学問は要らない、早く嫁に行け』という言葉は熟しない(笑声)御批判をいただく余地が十分にあると思いますけれども父親と致しまして、早く嫁に行って女の幸せを追求してもらいたいという(拍手)父親の気持はお汲み取りいただけるのではないかと思います。……」⁵¹⁾と。つまり、このような両者のやりとりは、市川が師範在学中に校長の良妻賢母主義に反発してストライキを打ったり、一生独身主義を貫いた彼女の生き方と、良妻賢母育成成型とも云える大平首相の子育て観とは、まさに対蹠的な関係にあったことが判明する。と同時に、戦後の国会議員として25年間活躍された市川自身の、こうした国会での代表質問等を通じた具体的な活動についても、残念ながら本小稿では欠落してしまっている。それ故、こうした視点からの更なる研究も当然求められよう。

註

- 1) 朝日新聞社編『教祖・意識変革者の群れ』朝日新聞社、1995年において、香川檀の記述する「市川房枝」の項(186頁)。
- 2) 瀬戸内晴美編『自立した女の栄光——人物近代女性史5——』講談社、昭和55年において、江刺昭子の記述する「市川房枝」の箇所(182-183頁)。
- 3) 菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動——模索と葛藤の政治史——』世織書房、2002年、3頁。
- 4) 市川房枝『市川房枝自伝——戦前編』新宿書房、昭和49年、9頁。
- 5) 同、5頁。
- 6) 同、19-36頁。
- 7) 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治——歴史と政策——』有斐閣、2004年、72-73頁参照。
- 8) 平塚らいてう著作集編集委員会編『平塚らいてう著作集』第4巻、大月書店、1983年、109頁。
- 9) 市川房枝『市川房江——私の履歴書ほか』日本図書センター、1999年、32頁。
- 10) 山田洸『女性解放の思想家たち』青木書店、1987年、181-182頁参照。
- 11) 市川、『市川房枝自伝——戦前編』120頁。
- 12) 市川ミサオ『市川房枝おもいで話』NHK出版、1992年において、縫田暉子の記述する「市川房枝の八七年」の191-192頁参照。
- 13) 市川、『市川房枝自伝——戦前編』615頁。
- 14) 瀬戸内編、前掲書において江刺の記述する前掲論文209-211頁参照。
- 15) 市川、『市川房江——私の履歴書ほか』69頁。
- 16) 同、81頁。
- 17) 大学教育社編『現代政治学事典』おうふう、1994年において、吉見周子の記述する「日本の婦人参政権獲得運動」の項(794-795頁)参照。
- 18) 白石玲子「1920～30年代日本における婦人関係立法についての一考察——婦人の政治的権利容認の立法意図をめぐって——」『阪大法学』(大阪大学法学会編)第110号、1979年、38頁参照。
- 19) 同、39頁参照。
- 20) 松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店、1989年、335頁。
- 21) 同上。
- 22) 瀬戸内編、前掲書において江刺の記述する前掲論文195-196頁参照。
- 23) 米田佐代子「婦人解放史における民主主義の課題(二)——治安警察法修正運動の意義によせて——」『人文学報』(東京都立大学文学部編)第97号、昭和49年、105頁参照。
- 24) 同、109頁参照。

- 25) 市川房枝『野中の一本杉——市川房枝随筆集Ⅱ』新宿書房, 1981年, 33頁。
- 26) 進藤, 前掲書, 96頁参照。
- 27) 市川房枝『私の婦人運動』秋元書房, 昭和47年, 103頁。
- 28) 市川房枝編『日本婦人問題資料集成第二巻政治』ドメス出版, 1977年, 224-225頁。
- 29) 市川『市川房枝自伝——戦前編』241頁。
- 30) 同, 273頁。
- 31) 山田, 前掲書, 188-189頁参照。
- 32) 市川, 『市川房江——私の履歴書ほか』のなかの「私の婦人運動——戦前から戦後へ」104頁。
- 33) 吉見周子『婦人参政権』(『近代日本女性史』2) 鹿島研究所出版会, 昭和46年, 196頁。
- 34) リサ・タルト著, 渡辺和子監訳『フェミニズム事典』明石書店, 1991年の「women's suffrage movement 女性参政権運動」の項(440-444頁)や, フィリップ・P. ウィーナー編, 荒川幾雄ほか訳『西洋思想大事典』第2巻, 平凡社, 1990年において, メアリ・デイリーが記述する「女性に対する社会的態度 Social Attitudes towards Women」の項(535-542頁)など参照。
- 35) 中山伊知郎ほか編『改定社会科学新辞典』河出書房, 昭和21年において, 山川菊枝の記述する「婦人」の項(369頁)。
- 36) 藤野保ほか編『日本史事典』朝倉書店, 2001年, 795頁参照。
- 37) 吉見, 前掲書, 196頁参照。
- 38) 市川, 『市川房江——私の履歴書ほか』のなかの「私の婦人運動——戦前から戦後へ」113-114頁。
- 39) 瀬戸内編, 前掲書において江刺の記述する前掲論文の項(209頁)参照。
- 40) 市川ミサオの前掲書における縫田の記述する前掲論文, 197-198頁参照。
- 41) 市川, 『市川房江——私の履歴書ほか』70頁。
- 42) 市川房江『私の政治小説』秋元書房, 昭和47年, 216頁。
- 43) 同, 71頁。
- 44) 同, 77頁。
- 45) 同, 77-78頁。
- 46) 市川ミサオの前掲書において, 縫田の記述する前掲論文の199-200頁参照。
- 47) 進藤, 前掲書, 192頁参照。
- 48) 市川ミサオの前掲書における縫田の記述する前掲論文, 200頁参照。
- 49) 同, 200-201頁や, 金子幸子ほか編『日本女性史辞典』吉川弘文館, 平成20年において, 久保公子の記述する「市川房江基金」の項(51頁)参照。
- 50) 菅原, 前掲書, 8頁参照。
- 51) 佐竹寛『参加民主主義の思想と実践』中央大学出版部, 1993年, 266-267頁。